

経済産業省 委託事業

国際税務の基礎知識と 諸外国の最新動向についての 情報提供セミナー

第11回 インド

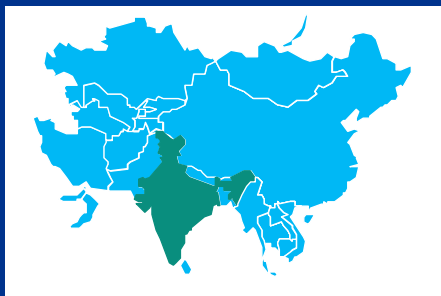
2025年12月

インドの税制概要・進出時の留意点

【目次】

税制概要	3
事業課税	4
納税要件・課税範囲	8
源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税	9
法人課税にかかる各種優遇税制措置	11
企業進出形態の比較	12
PE課税	13
税務調査および異議申立て・税務訴訟	14
ホットトピック	15
インドの課税事例	17

税制概要



- インド政治体制は、連邦共和制で、大統領を国家元首とし、議会は下院・上院の2院制である。インドは28の州 (states) と8つの連邦直轄区 (union territories) から構成される。
- 言語：連邦公用語はヒンディー語と英語、ほかに憲法で公認されている州の言語が21ある。
- 通貨：インドルピー (INR)
- 居住法人：インド国内で設立された法人または実効的管理地がインドにある法人
- 居住法人の課税所得の範囲：全世界所得
- 日本との租税条約：あり
- 日本との社保協定：あり
- 中央政府税務当局の名称：国税庁 (Income Tax Department ; ITD)

法人所得税

内国法人 従来の税制： **31.20%、33.384%、34.944%**
(課税対象所得金額の金額により異なる)
新 税 制： **25.168%** (新設製造業： **17.16%** ※諸条件あり)
直前2会計年度の売上または総収入が40億INR以下の法人：
26.00%、27.82%、29.12%
(課税対象所得金額の金額により異なる)

税率 (含むキャピタルゲイン)

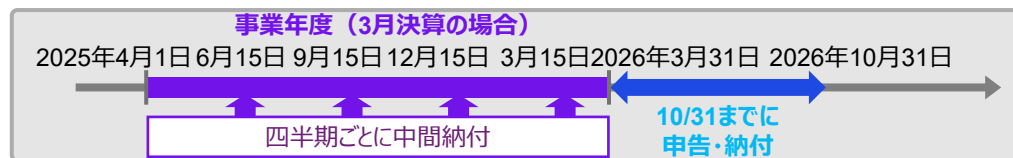
外国法人 現行税制： **36.4%、37.128%、38.22%**
(課税対象所得金額の金額により異なる)
※上記の実効税率：基本税率+サーチャージ+健康教育目的税

課税年度

4月1日～3月31日

申告納付期限

翌年度の10月31日 (国際取引がある場合は翌年11月30日)
四半期ごとに中間納税する必要あり。



事業を展開する際に生ずるその他の主な税、社会保険料

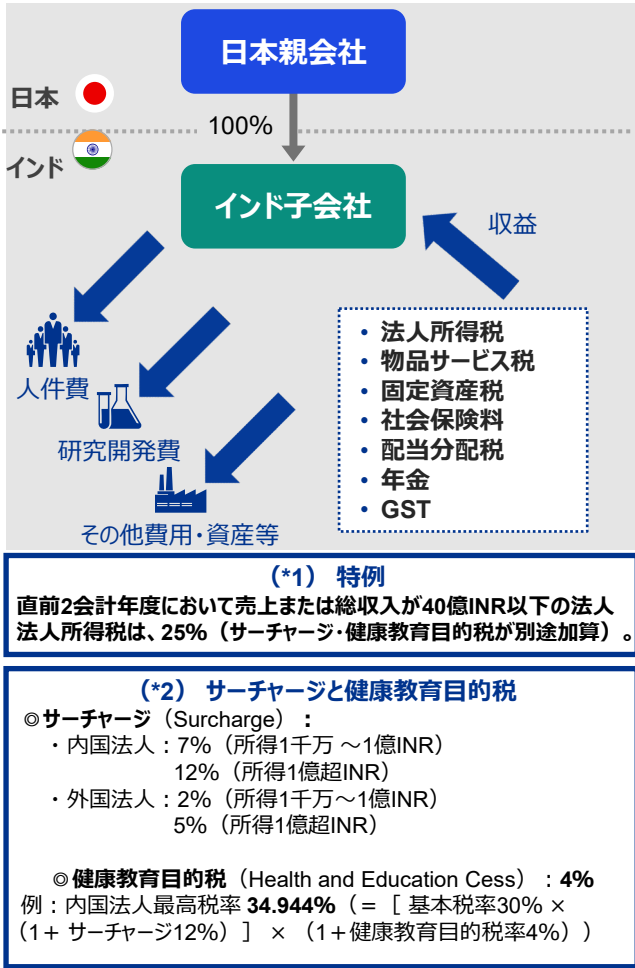
固定資産税 税率は州によって異なり、1.0～5.5%程度である。

社会保険料 雇用主は、労働者の給与総額 (上限月額2万1千INR/人) の4.75%の掛金 (健康保険) の拠出義務がある。

退職年金 (EPF) 20人以上の被雇用者を雇用している場合、雇用主は給与総額の12% (追加チャージ1.1%あり) の掛金 (退職年金) の拠出義務がある (20名未満の被雇用者を有する雇用主は10%) 。

財・サービス税 (GST) サービス税・VAT等複数あった間接税を1つにまとめたもので、2017年7月1日から適用。GSTの税率区分は5% (優遇税率) および18% (標準税率) の2つ。さらに、特定の嗜好品には40%の税率が適用されるほか、一部の供給品目については免税通知に基づきGSTの課税が免除されている (2025年9月22日より施行) 。

事業課税 (事業期間中) (1/2)



インド法人所得税

税率	<p>法人所得税率</p> <ul style="list-style-type: none"> 内国法人: 30% / 25% (*1) 外国法人: 35% <p>※上記の基本税率のほか、サーチャージと健康教育目的税が課される (*2)。</p> <p>最低代替税 (Minimum Alternate Tax) 法人所得税額が会計上の利益の15%に満たない場合は最低代替税 (基本税率15% + サーチャージ + 健康教育目的税) が課される。最低代替税は将来の法人所得税から控除可能 (15年まで繰越し可能)。</p> <p>2019 / 2020年度以後の新税制 (免税規定および優遇税制の適用をしないことを条件、最低代替税の適用はない)</p> <ul style="list-style-type: none"> インド内国企業は、上記の法人所得税率に代え、2020年度 (2019年4月-2020年3月) 以降、22%の税率 (実効税率25.168%) を選択できる。 2019年10月1日以後に設立される製造業の法人は、2024年3月31日までに生産を開始することを条件に15% (実効税率17.16%) を選択できる。
課税所得計算	決算書上の税引前利益に税務上の加算・減算調整を行って課税所得を算出する。なお、所得が種類別に計算されるスケジューラー制度を採用。
欠損金	繰越期限 通常8年 (過半数の株主が維持されていることが条件)
キャピタルゲインロス	<p>キャピタルゲインは、一般の事業所得と区別して計算し、異なる税率で課税され、以下の期限を超えて保有されているか否かで短期・長期を区別する。</p> <p>①上場株式等: 12ヵ月 ②その他の資産: 24ヵ月</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期の適用税率: 12.5% 短期の適用税率: 20% 標準税率 <p>キャピタルロスの繰越期間は8年。</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期キャピタルロス: 長期キャピタルゲインと相殺可能 短期キャピタルロス: 短期および長期キャピタルゲインと相殺可能
中間納付	<p>前年の申告額をベースに4回に分けて前払い、残額は確定申告時。</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月15日: 法人税額全額の15%まで 9月15日: 法人税額全額の45%まで 12月15日: 法人税額全額の75%まで 3月15日: 法人税額全額
法人所得税債務の時効	再評価通知は、該当する課税年度の終了から3年3ヵ月が経過していない場合に発行可能。また、税務当局が、申告漏れとなっている所得が5百万INR以上であると合理的に判断した場合には、該当する課税年度の終了から最大5年3ヵ月までの間に再評価通知を発行することが可能。
連結納税制度	なし
税制改正	通常は2月頃に改正案発表、4月新年度から施行することが多い。

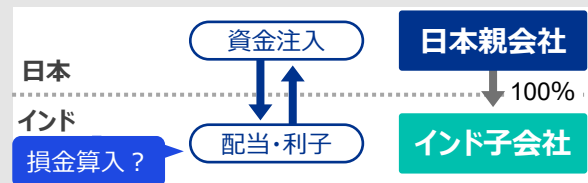
事業課税（事業期間中）（2/2）

課税所得の計算方法 (所得の種類別に計算)	法人所得税の計算上注意を要する項目
会計上の税引前当期利益	一般原則 会社の事業目的を達成するためのみに生じた費用（犯罪に関する費用あるいは違法な支出を除く）は損金算入可能である。損金算入可能な費用は収益性の支出である必要があり、資本性の支出は、特別に法で認められた場合にのみ損金算入可能となる。
(+) 益金算入項目 (+) 損金不算入項目 例：税金が源泉徴収されていない さまざまな支払い、会計上の減価償却費	
(-) 益金不算入項目 (-) 損金算入項目 例：税務上の減価償却費	科学研究費 事業の拡張・促進に関連する研究のための支出や、当該研究のため認定機関等への支出については、控除を受けることができる。
当期課税所得	
(-) 税務上の繰越欠損金	支払利子 非居住者の関連会社に対する支払利子は1千万INRを超える場合、EBITDAの30%までに損金算入が制限される。制限額を超える超過部分の利子については、その後8年間繰り越すことができる。
課税所得	
(×) 法人税率	現金取引 一定額を超える現金支出は、損金算入できない（現金取引を抑止するため）。
法人税額	準備金および引当金 準備金・引当金の繰入額は損金算入できない。
(-) 源泉税額	
(-) 中間納付税額	受取配当 内国法人からの配当は課税対象となる。
差引法人税額	<ul style="list-style-type: none"> 証券取引税 事業または専門職業の利益に係る税金 特定の状況下での年金基金等への拠出金 税金が源泉徴収されていないさまざまな支払い（給与、利子、ロイヤルティ、技術サービス等）

事業課税 (資金注入、資金還流時)

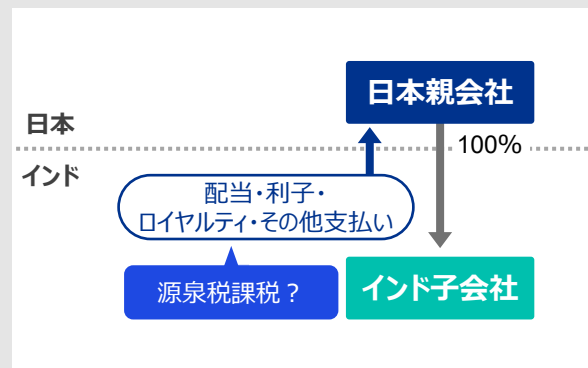
資金注入した場合の留意点

- 2018年4月1日より、インド法人や、インドにあるPEから非居住者の関連会社に対する支払利子が1千万INRを超える場合、EBITDAの30%までに損金算入が制限される。制限額を超える超過部分の利子については、その後8年間繰り越すことができる。



利益の送金 および 関連者取引

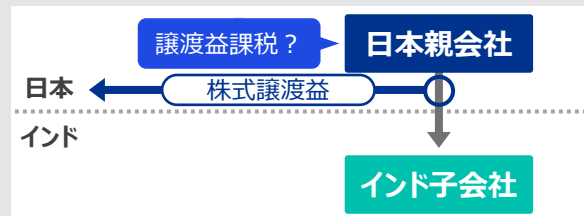
- 配当、利子（関係会社間貸付）およびロイヤルティの外国法人への支払いは通常、源泉税の対象となる。2020年4月1日以降の支払いから配当分配税が廃止され、源泉税が課されている。
- インド所得税法に基づき、外国法人への支払いに適用される源泉徴収税率は以下のとおり。
 - 配当：20%
 - 利子：20%
 - ロイヤルティ：20%
 - 技術役務提供：20%
(サーチチャージ・健康教育目的税が別途加算)
- 日本への支払い等については日印租税条約により下記のとおりとなる（特典制限条項（LOB）はない）。
 - 配当：10%（日印租税条約の制限税率）
 - 利子：10%（日印租税条約の制限税率）
 - ロイヤルティ：10%
（日印租税条約の制限税率）
 - 技術役務提供：10%
（日印租税条約の制限税率）
(サーチチャージ・健康教育目的税はなし)
- 非居住者への支店からの利益送金は源泉税の対象とならない。



事業課税（撤退時）

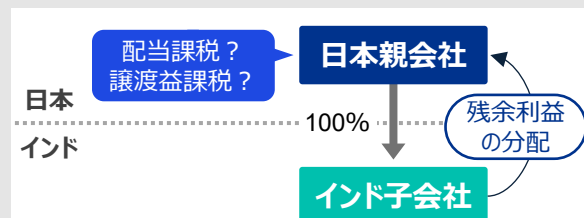
撤退時の キャピタルゲイン （譲渡益）課税

- 日本親会社がインド子会社株（非上場）を売却する場合、そのキャピタルゲインは以下のとおりインドで課税される（サーチャージ、健康教育目的税等が別途加算）。
- 長期キャピタルゲインは、12.5%の税率で課税され、インフレ調整や為替調整は適用されない（短期キャピタルゲインは、35%の税率で課税される）。
- 日印租税条約では、上記につきインドの課税権を認めている。



清算時の 残余利益 に対する課税

- 清算法人の株主においては、残余財産のうち、資本金相当を除いた部分（留保利益）の分配については、20%の配当源泉税（サーチャージ・健康教育目的税が別途加算）が課される。ただし、配当に係る日印租税条約の適用関係は前ページ参照。
- また、清算法人の株主においては、残余財産のうち、資本金相当の分配が投資簿価を超える金額について、長期キャピタルゲイン税は12.5%、短期キャピタルゲインは35%（サーチャージ・健康教育目的税が別途加算）が課される。
- 日印租税条約では、インドの課税権を認めている。



納税要件・課税範囲

			居住法人	非居住法人（外国法人）
課税所得の範囲			全世界所得	インド国内源泉所得（日本企業の場合、事業所得は日印租税条約によりPEがある場合のみ課税対象）
投資先	居住法人	配当等	居住法人からの受取配当は10%の源泉税が課される。 受取側でも、調整後受取配当額 ^(*) は通常の法人税率で課税されるが、受取配当源泉税は所得税額控除可能。 (*) 調整後受取配当額とは、受取配当の総額から株主への支払配当額（申告期限の1か月前までに分配される場合に限る）に相当する受取配当額を控除した金額をいう。	<ul style="list-style-type: none"> 20%の源泉税が課され、さらに適用されるサーチャージおよび付加税（教育目的税等）が加算される（日印租税条約により日本法人への支払いに係る源泉税率は10%となる）。 非居住者への支店の利益送金は源泉税の対象とならない。
		株式等の譲渡利益	<ul style="list-style-type: none"> 短期キャピタルゲイン：法人税率25%/30%で課税 長期キャピタルゲイン：法人税率12.5%で課税 	非上場会社株式の売却に係る長期キャピタルゲインの場合、12.5%の税率で課税され、インフレ調整や為替調整は適用されない（短期キャピタルゲインは、35%の税率で課税される）。
		株式等の譲渡損失	<ul style="list-style-type: none"> 短期キャピタルロス：短期および長期キャピタルゲインを相殺可^(*) 長期キャピタルロス：長期キャピタルゲインとのみ相殺可能^(*) (*) 繰越期間は短期・長期ともに8年間	
	非居住法人	配当等	通常の税率で課税 ^(*) (*) サーチャージ・健康教育目的税が別途加算	
		株式等の譲渡	譲渡利益 居住法人の株式から生じたキャピタルゲインと同様の取扱いになる。 譲渡損失 居住法人の株式から生じたキャピタルロスと同様の取扱いになる。	
国外支店の所得の取扱い			全世界所得課税される。	
CFC税制			CFC税制の規定なし。	

源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税（1/2）

居住者への支払い にかかる源泉税	配当：10%（サーチャージ、健康教育目的税別途加算） 利子：10%（サーチャージ、健康教育目的税別途加算。年間支払額が所定の限度を超えない場合は非課税となる）
従業員の 雇用にかかる税務等	退職年金掛金（Employees Provident Fund : EPF） 退職年金の掛金として月額給与総額（上限：月額1万5千INR／人）の12%の掛金 + 1.1%の管理費を支払う（20名以上の正社員を雇用をする会社に加入義務）。 日印社会保障協定により5年未満の駐在者は加入が義務付けられなくなった。 従業員州保険（Employee's State Insurance Scheme） 社会保険料として給与総額（上限：月額2万1千INR／人）の4.75%を支払う（一定規模以上を超える場合、会社は加入義務がある）。 預託保険制度掛金（Employee's Deposit Linked Insurance Scheme） 従業員の死亡保障で、月額給与総額の0.5%の掛金 + 0.01%の管理費を支払う。

源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税（2/2）

物品・サービス税 (GST)	<p>課税取引 物品およびサービスの提供ならびにこれらの輸入</p> <p>デュアルGSTスキーム 州内取引には、Central GST (CGST) とState GST (SGST) が課され、州間取引と輸入取引には、Integrated GST (IGST) が課される。</p> <p>税率が18%の取引の場合、IGSTは18%、CGSTとSGSTは各9%が課される。</p> <p>仕入税額控除の控除順序 IGST : IGST > CGST or SGST CGST : IGST or CGST (SGSTは控除不可) SGST : IGST or SGST (CGSTは控除不可)</p> <p>インボイスの有無 GSTのためのインボイスを発行しなければならない。</p>	<p>税率 GSTにおいては2つの税率区分が定められており、5%（メリット税率）および18%（標準税率）となっている。さらに、一部のデメリット品目については40%の税率が適用され、また特定の供給については免税通知に基づきGST課税が免除される（2025年9月22日より施行）。</p> <p>課税期間 月次または四半期（売上高が5億INR未満の納税者の場合）。</p> <p>申告期限および納付期限 申告は月次または四半期ごとに行い、納付は月次で行う必要あり。</p> <p>課税取引に関する特記事項 申告はすべて電子申告、売り手と買い手のデータをマッチングするためインボイスの法定記載要件の充足は厳密である必要がある。納税原則オンライン支払い。</p>
印紙税	広範な文書に対して課される（例：株式譲渡の場合は対価または市場価値の0.015%）。	

法人課税にかかる各種優遇税制措置

項目	対象企業	優遇措置内容
適格スタートアップ企業 <small>(section 80-IAC of ITA)</small>	2016年4月1日から2030年3月31日までの間に設立された適格スタートアップ企業	<ul style="list-style-type: none"> 設立した年から始まる最初の10年間のうち、連続する3年間に対して、利益を100%控除することができる。
RoDTEP (輸出品関税免除) 制度 (Remission of Duties and Taxes on Exported Products Scheme (RoDTEP)) <small>(Notification No. 12/2015-20)</small>	インド所在の輸出企業	<ul style="list-style-type: none"> RoDTEP 制度は、一定の条件の下、これまで還付されていなかった関税等を輸出業者に還付する制度である。 RoDTEP 制度の適用を希望する輸出者は、船荷送り状または輸出手形の各輸出品目について適用の申請をすることで、対象物品（約10,000項目）のFree On Board (FOB) 格の0.006~4.3%のインセンティブ（譲渡可能関税クレジット・電子スクリップ (E-Scrip)）が付与される。

企業進出形態の比較

	メリット	デメリット
子会社 (現地法人)	<ul style="list-style-type: none"> 現地法人は、法的には日本の親会社から独立した主体になるため、インドでの事業活動に関して訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人になる。日本の親会社が直接インドで裁判の当事者とされることは基本的にはない。 日本の親会社がインド税務当局の税務調査の対象となることは基本的にはなく、インドにおける税務申告の観点からは現地法人が当該法人の課税所得のみを申告納税するだけで済む。 	<ul style="list-style-type: none"> 現地法人を設立する際に一定の手続きが必要となる。 税務上、現地法人において生じた欠損金を日本の親会社の課税所得と相殺不可。
支店	<ul style="list-style-type: none"> 開業当初に損失が出た場合、日本本社の課税所得と相殺し、節税効果が期待できる。 本社経費を合理的な範囲で支店に配賦し、インドの課税所得から控除できる。 日本本社への支店の利益送金は源泉税の対象とならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本本社が、支店の債務について直接責任を負うこととなるため、インドの裁判管轄に服することになる。その結果、提訴された場合には本社が被告となる。 支店の税務調査が本社まで及ぶ可能性があり、本社の帳簿・証憑書類等の提出を求められることがある。 外国法人として、法人税率35%が適用される。
駐在員事務所	<ul style="list-style-type: none"> 駐在員事務所の設立については、その活動が定められた範囲に限定されている場合、法人税の課税対象とはならない（ただし、年次報告書の提出は必要）。 基本的には支店と同様に節税効果が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> インドでの活動が、その活動が定められた範囲に限定されている。 実際にインド国内の活動が準備的または補助的活動の範囲にとどまっているかどうかの判断は、事業目的、事業規模その他の事情を総合的に勘案して判定される。日印租税条約における恒久的施設（PE）と認定されると、インド法人所得税が発生する。
出張ベース	<ul style="list-style-type: none"> 法人や事務所の設立がないため、コストと事務手続きを抑えて進出できる。 	<ul style="list-style-type: none"> インド進出の規模は相当程度限定される。 出張者のインドでの活動および滞在日数によっては、日本本社がインドにおいてPEを有していると認定される可能性がある。

PE課税 - PEの種類

PEの種類

インドのPE類型は、日本と締結した租税条約においては次のとおり規定されている。

1 支店PE

- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- ⑦保管のための施設を他の者に提供する者に係る倉庫
- ⑧農業、林業、栽培またはこれらに関連した活動を行う農場、栽培場その他の場所
- ⑨店舗その他の販売所
- ⑩天然資源の探査のために使用する設備または構築物（6か月を超える場合に限り）



(日印租税条約第5条第2項)

2 代理人PE

外国企業が一定の要件に合致する従属代理人を要している場合のその代理人
(①常習代理人②在庫保有代理人③注文取得代理人)



(日印租税条約第5条第7項)

3 建設PE

6か月を超える期間存続する建築工事現場または建設、据付もしくは組立工事またはこれらに関連する監督活動（石油の調査、開発または採取に関連して6か月を超える期間、役務または施設を提供する場合を含む）



(日印租税条約第5条第3、4、5項)

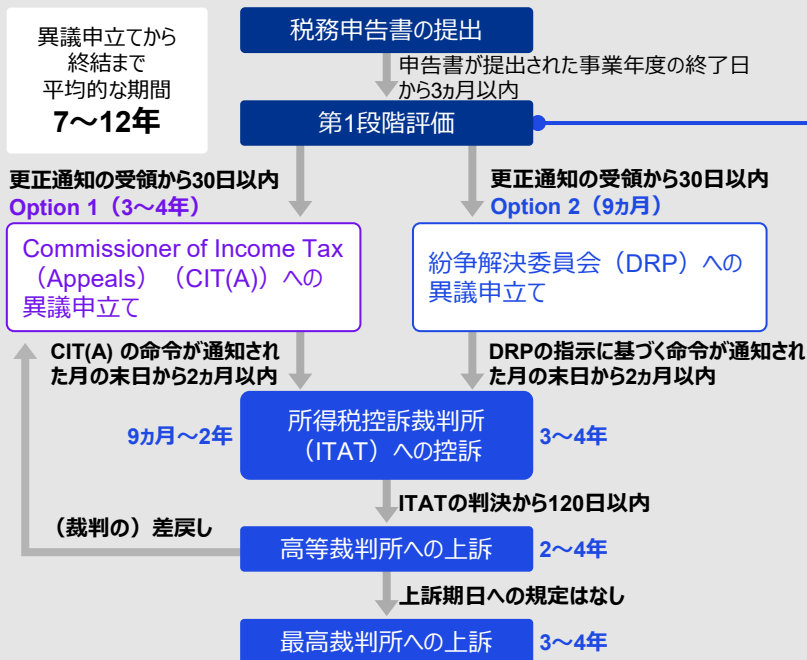
MLI条約の署名：わが国について2019年1月1日、インドについて2019年10月1日に発効。

PEに関連するMLI条約の規定の適用：以下の読替えおよび追加が行われている。

- 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外についてそれぞれが準備的・補助的であることが必要）
- 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外について密接に関連する者も一体判定）および企業と密接に関連する者の定義の追加
- 問屋契約およびこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避（常習代理人PEの強化）

税務調査および異議申立て・税務訴訟

紛争解決手続きおよびプロセス



当局の執行体制

税務当局の正式名称：Income Tax Department
 当局内には序列が存在、下級担当官は約2~3年ごとに部署、管轄の異動が生じる。

税務調査の執行上の特徴

- ① 調査対象法人の抽出方法
 特定の調査対象項目を設定し、該当する企業を税務調査の対象とするほか、システムを用いてランダムに調査対象を抽出する仕組みが導入されている。
- ② 税務調査の大まかな流れ
 質問、提出書類を記載した通知の送付と、提出期日の指定が行われる。上記のやり取りを複数回行い、必要があれば税務担当官は納税通知書を発行する。
- ③ 一般的な対象税目、対象期間
 対象会計年度の翌年度末から1年後までに法人税に関する税務調査は終了する。移転価格担当官は当該期日を1年延長を指示する権限を持つ。

紛争解決手続き

- ① 税務調査の結果、税務当局から不利な処分を受けた場合、納税者は、異議を税務当局下のCommissioner of Income Tax (Appeals) (CIT(A)) または紛争解決委員会 (DRP) に申立てができる。これらを経ずに裁判所に提訴することは認められていない。
- ② CIT(A)は、すべての税務案件を審査対象とする。DRPは国際税務関連の案件のみを審査する。
- ③ CIT(A)またはDRPの審査結果を不服とする場合、判決から2か月以内に所得税控訴裁判所 (ITAT) へ提訴することができる。
- ④ ITATの判決を不服とする場合、判決から120日以内に高等裁判所へ上訴することができる。
- ⑤ 高等裁判所の判決を不服とする場合、判決から最高裁判所へ上訴することができる (上訴までの期日につき規定はない)。

ホットトピック (税務調査の論点も含む) (1/2)

01

外国税額控除資料

論点：インド税務申告書において外国税額控除を申告する場合、高い確率で外国税額控除の申請額についての証拠書類の提出が要請される。

対応策：インド法人向けに送金時に源泉徴収を行う場合には、日本の税務当局から適切な書類（日印租税条約に基づく源泉徴収額の納付に関する証明書）を入手し、インド法人側に送付しておくことが必要。

02

日本払い給与に係る送金

論点：インド駐在員の日本本社払い給与等をインド子会社側に請求する場合、インド税務当局が当該インド子会社からの支払いを技術支援料とみなしてインド側での源泉徴収義務を主張するケースがある。

対応策：駐在員の雇用契約書および出向契約書などにつき、技術支援料とみなされないように適切に整備しておくことが必要。

03

出向者PE

論点：インド駐在員が日本本社の指揮、命令系統下にあるような外観を有する場合、当該駐在員のインド滞在の実態をもって、インド税務当局が日本本社のPEをインド側で認定するケースがある。

対応策：駐在員の雇用契約書および出向契約書、給与の負担関係を含め、形式的かつ経済的にも、日本本社の監督下でないことを示せるようにしておくことが必要。

04

源泉徴収対象所得に係る申告書の提出

論点：インド法人から収入を得ており、当該収入の支払い時にインド法人側で源泉徴収が生じている場合、収入の受け手側である外国法人はインド税務申告を実施する必要がある。インド税務当局は、インド側から収入を得ているが税務申告を行っていない外国法人に対して、インドでのPEの有無にかかわらず、申告の要否に関する問合わせを行っている。

対応策：税法に基づき税務申告の必要性につき確認することが必要。

ホットトピック (税務調査の論点も含む) (2/2)

05

税務調査手法の変更

論点： 税務調査の透明性確保のため、2019年9月に対面調査から電子調査への税務調査スキーム変更、対面の上訴手続きから電子上訴手続きへの変更が実施された。

対応策： 今後の税務調査手続きにおいては、担当官による判断のばらつき、不透明な裁定が減少する効果が見込める一方で、従来のような対面での交渉が困難になることから、書面で合理的な説明を行うことの重要性が高まると想定される点に留意が必要。

06

インド駐在員に関する最高裁判決

論点： 駐在員をインドに派遣している場合、出向元企業が出向先企業に人材供給サービスを提供しているとし、サービス税の対象とみなす最高裁判決。サービス税は、2017年7月よりGoods and Services Tax（以下「GST」）に統一されており、GSTの対象として課税される可能性もある。

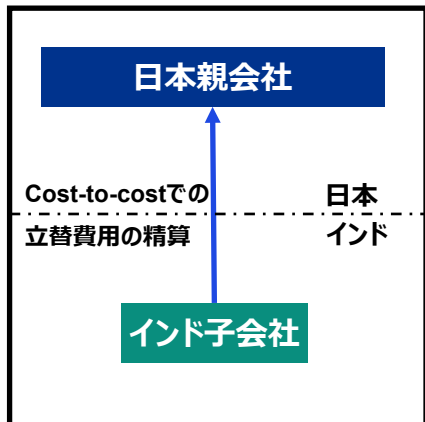
対応策： 出向元企業が出向先企業の労使関係を明確にして、駐在員の雇用契約書および出向契約書などを適切に整備しておくことが必要。

07

租税条約適用手続き

論点： 2022年7月より、租税条約の適用にあたって収入の受取側（日本親会社を含む）が、提出するTRC（Tax Residency Certificate）およびForm10Fについては、インドの税務ポータルにオンライン提出することが義務付けられた。なおオンライン提出にはDSC（デジタル署名証明書）が必須。日本の課税当局が発行するTRには、必須情報（①会社の納税者番号（Tax Identification Number）と②会社形態）が記載されていないため、毎年Form10をオンライン提出する必要がある。

インドの課税事例（技術上の役務提供 1/2）



課税内容：

- 日本親会社からインド子会社へ従業員を派遣していた。
- 派遣された従業員の給与及び関連費用は日本で支払われ、インド企業によって実費精算され、精算にあたりマークアップはない。
- インド税務当局から、当該立替費用の精算は技術上の役務提供（FTS：Fees for Technical Services）に該当するとの指摘を受けた。
- 納税者は、インド子会社が派遣された従業員の実質的な雇用主であり、給与等の個人所得の源泉徴収もインドで行われているため、FTSには該当せず、立替費用の精算として課税がされるべきではないと主張した。

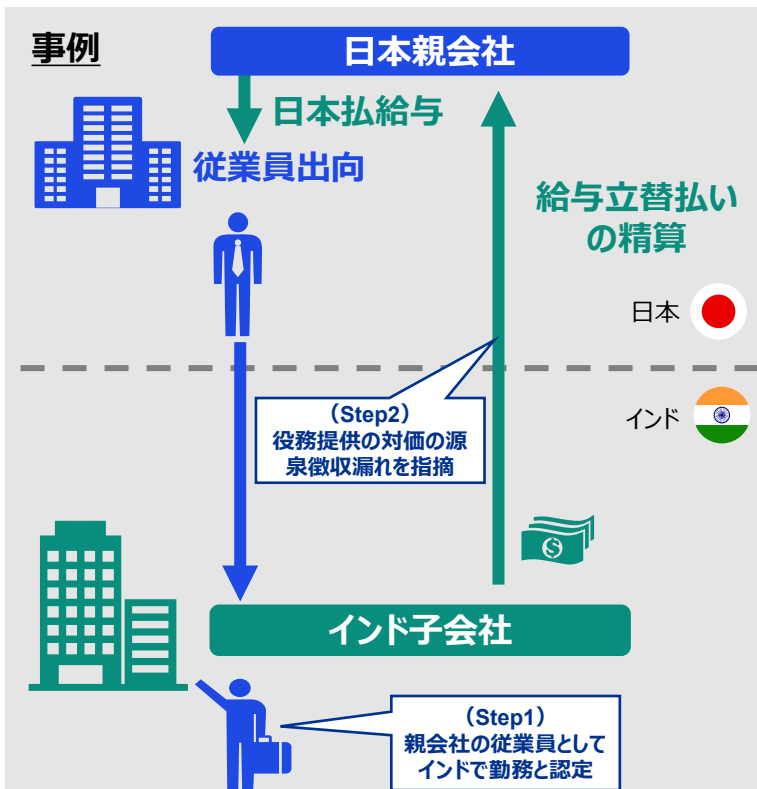
論点： 実費の立替費用の精算はFTSとして課税されるかどうか

対策事例と企業の留意点



- 裁判所は、インド子会社が実質的な雇用者として、派遣された従業員に対して管理・監督を行っていたこと、また、利益を含まない純粋な実費精算かつ給与は源泉徴収としてすでにインドで課税済みであることを認定し、インド子会社が日本親会社に対して行った給与等の実費精算による支払いは、FTSに該当せず、課税されるべきではないと判断した。
- 事前に税務当局の主張に反論できる証拠を集め、ロジックを積み重ねることで裁判において税務当局の主張を覆すことができた。
- 調査段階から外部アドバイザーに協力を要請していたことで、税務訴訟に発展しても、反論の準備が適時に可能となった。
- インドの現場調査官は、FTSを広範囲に認定し、更正処分を行ってくる傾向がある。
- 訴訟になると時間もかかり体力勝負になってしまうので、特に事前に訴訟に発展しないように書類準備等の対応を行うことが推奨される。

インドの課税事例（技術上の役務提供 2/2）



①課税内容（技術上の役務認定）

- 日本親会社からインド子会社への従業員の出向に係る給与の精算について、インド税務当局から、出向元（日本親会社）宛に技術上の役務とみなされ、源泉徴収漏れの指摘を受けた。
- インドのGSTの最高裁判決を契機に、出向元（日本親会社）宛に雇用契約等の情報提供を求め、給与の立替払いの精算について技術上の役務の対価の支払いとみなし、源泉徴収漏れの更正通知を発行する案件が多発している模様。
- 納税者はDRP（紛争解決パネル）での対応中。

②対策事例

- 出向者はインド子会社に雇用され、現地子会社のためのみ働いているため、技術上の役務に該当せず、税務当局の誤認であると主張している。

企業の留意点

- GSTについて給与の立替送金が技術上の役務の提供の対価の支払いに該当する趣旨の最高裁判決が出たことから、本事例が増加している。
- 親子間の給与等の請求・精算がトリガーとなっているものの、請求・精算を取りやめることは難しいと思われるため、当該出向が技術上の役務の提供に当たらないという説明が可能となる根拠資料を日頃から準備しておく必要がある。

インドの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピック

【目次】

移転価格税制の概要	20
ローカルファイルの概要	21
マスターファイルの概要	22
国別報告書の概要	23
インドにおける移転価格調査に係るトピック	24
インド移転価格に係るホットトピック	27

移転価格税制の概要

1. 移転価格税制導入時期	2002年4月1日 1961年インド所得税法 92条～92F条（細則10条～10E条も含む）	
2. 関連者の定義	<p>①直接もしくは間接的に、または、単独もしくは複数の仲介者を経て、経営、支配または資本に関与する関係にある事業体 ②直接もしくは間接的に、または、単独もしくは複数の仲介者を経て、経営、支配または資本に関与する関係にある個人および事業体</p> <p>具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> • 26%以上の議決権を保有 • 総資産の51%以上の貸付金、または借入総額の10%以上の債務保証を提供する関係にある事業体 • 50%超（過半数）の取締役会の選任 • 製品の製造および加工、または、事業経営において、ほか事業体の知的財産に完全に依存 • 90%以上の原材料および消費財を一事業体より購入しており、当該価格および条件について、供給者が影響力を持つ • 製造および加工した製品を一事業体に共有しており、当該価格および条件について、購入者が影響力を持つ • 相互利益の関係にある事業体 （1961年インド所得税法第92A条） 	
3. 移転価格調査の時効	21ヵ月（なお、2021年4月1日以降に開始する評価年度については9ヵ月とする） （1961年インド所得税法第153条）	
4. 独立企業間価格の算定方法	<p>下記算定方法のうち最も適切な方法を選定（1961年インド所得税法 第92C条）</p> <p>① CUP法（独立価格比準法） ④ PS法（利益分割法） ② RP法（再販売価格基準法） ⑤ TNMM（取引単位営業利益法） ③ CP法（原価基準法） ⑥ ルーリング10ABに指定されるそのほか方法</p>	
5. 事前確認（以下、「APA」）／相互協議（以下、「MAP」）の適用可能性	<p>日本との租税条約の有無 あり</p>	<p>実務上の適用可能性 あり 日本-インド間の相互協議は通常年3回程度実施される。</p>

ローカルファイルの概要

ローカルファイル（以下、「LF」）の概要 ※なお、実際のルーリング上ではLFというよりも「document」と呼ばれるため、移転価格文書と記載する	
1. 作成義務対象者	<ul style="list-style-type: none">• 国外関連取引に従事するすべてのインド法人に移転価格文書の作成義務が生じる（1961年インド所得税法第92D条およびルーリング10D）。• 国外関連取引金額総額が1千万INR以下の場合は、詳細な移転価格文書作成は免除され、移転価格分析をまとめる移転価格メモまたは簡略化された移転価格文書の作成義務のみ生じる（ルーリング10D(2)）。
2. 作成期限	法人税申告書提出期限の1か月前（通常10月31日）までに作成する必要がある（ルーリング 10D(4)、1961年インド所得税法第92F条(iv)）。 なお、法人税申告書提出期限の1か月前に提出する会計士レポート（Form No.3CEB）において、移転価格文書が作成されていることを証明する必要がある（ルーリング10D(4)）。
3. 提出期限	当局から要請された場合、要請後10日以内に提出する必要がある（最大30日まで延長可能）（1961年インド所得税法第92D条(3)）。
4. 作成言語	英語
5. 罰則	保存・保管を怠った場合、提出しなかった場合、または誤った情報を提出した場合、国外関連取引金額の2%（1961年インド所得税法第271AA条および271G条）。

マスターファイルの概要

マスターファイル（以下、「MF」）の概要	
1. 作成義務対象者	<p>インドにおけるMFは、Form 3CEAA様式によりPart AとPart Bの2項目に分けられる。電子提出が必須である。</p> <p>➤ <u>Part A：基礎情報</u>（多国籍企業グループ名・本社住所・事業概要、インド法人名・PAN・住所 等） 国外関連取引を行ったすべてのインド法人は、Part A の提出が必須となっている。</p> <p>➤ <u>Part B：詳細情報</u> また、以下の要件を満たすインド法人（複数ある場合は1法人のみで可）はPart Bの提出が必要となる（ルーリング10D(4)）。</p> <ul style="list-style-type: none">■ 前会計年度における多国籍企業グループの連結売上高が50億INR超および■ 当会計年度における国外関連取引金額の総額が5億INR超、または無形資産に係る国外関連取引が1億INR超
2. 作成／提出期限	<p>法人税申告期限（ルーリング10D(4)） なお、Form 3CEAB（通知）は、MFの提出期限の少なくとも30日前までにインド税務当局に提出する必要がある（ルーリング10DB(2)）。</p>
3. 作成言語	英語
4. 罰則	50万INRの罰金
5. 留意点	<p>インドにおけるMFの要記載内容はおおむねOECDの規定と整合しているが、いくつか追加的な情報が必要となる。</p> <p>インドで提出するMFに必要な追加情報は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none">• 多国籍企業グループに属するすべての構成会社リスト（OECDは活動中の法人のみ開示を要求）• グループの収益、資産または利益の10%以上に貢献する全法人の機能リスク分析• グループ外の資金調達先の上位10社までの名称および住所• 企業グループに属する法人で無形資産の開発および管理に関わるすべての法人名および住所

国別報告書の概要

国別報告書（以下、「CbCR」）の概要	
1. 作成義務対象者	<p>前会計年度の連結売上高が640億INR以上の多国籍企業グループで、最終親会社等にCbCRの提出義務がない場合は当該多国籍企業グループのインド法人が提出する（1961年インド所得税法Section 286(2)、(3)、(4)、(7)、ルーリング10 DB(3)、(4)、(6)、(7)）。</p> <p>なお、日本とインドの間ではCbCRの自動的情報交換が行われている。Section 286(5)の要件をすべて満たす限り、在インド日系企業の提出は不要である。</p>
2. 提出期限／作成期限	<p>会計年度終了後から12か月以内 （1961年インド所得税法Section 286(2)、(3)、(4)、(7)、ルーリング10 DB(3)、(4)、(6)、(7)）</p>
3. 罰則	<ul style="list-style-type: none">1か月以内の遅延：1日当たり5千INR1か月以上の遅延：15万INRおよび1か月を超える期間については1日当たり1万5千INR
4. CbCRに係る通知（Notification）の要否	<p>最終親会社等または最終親会社等以外でCbCRを提出するインド法人は、Form 3CEACを用いて通知を行う（ルーリング10 DB(1),(2) and (5)）。</p>

インドにおける移転価格調査に係るトピック（1/3）

調査において狙われやすい取引とその対応

サービスフィー

インド子会社が日本親会社に対して支払うサービスフィー（親会社のグループ子会社の管理等への対価）について、損金算入が否認されることが多い。

インド税務当局から指摘を受けることが多い事項は以下のとおりである。

例：現地でより安く同様のサービスを利用することができる

例：サービスの提供を受けたという実態が存在しない

例：サービスを受けることでインド子会社が得られる経済的便益が存在しない

例：グループ企業間で費用の配賦を行う際の配賦基準の裏付けがない

対応方法についての助言

- サービスの提供を受けた実態やサービスの必要性・便益性等について説明できるよう資料を準備しておく必要がある。
- 対価やグループ企業間での費用配賦についても根拠や合理性を説明できるよう資料を整理しておく必要がある。

インドにおける移転価格調査に係るトピック (2/3)

調査において狙われやすい取引とその対応

ロイヤルティ

ロイヤルティの支払いは、経費を増加させ、恣意的に課税所得を減少させる手段とインド税務当局から認識されることが多い。

インド税務当局から指摘を受けることが多い事項は以下のとおりである。

例：技術支援に対する対価について、技術支援の実態や経済的便益があるのか

例：インド法人が損失を出している場合、無形資産から得られた利益がないと考えられるためロイヤルティを支払うべきではない

例：設計図や図面が提供される場合、一度提供を受ければ知識やデータを所有することとなり、技術の更新等がない場合には初年度以降のロイヤルティの支払いは認められない

対応方法についての助言

許諾されている無形資産の価値、対価の合理性等について説明できるよう資料を準備しておく必要がある。

インドにおける移転価格調査に係るトピック (3/3)

移転価格調査やMAPに関するトピック

AMP費用	AMP (Advertisement Marketing Promotion) 費用が比較対象会社の水準と比して高い場合には、インド子会社のAMPがグループ全体のブランド構築にも貢献しており、インド子会社の売上高営業利益率はその分高くなるべきであるとの主張がインド税務当局よりなされる。
APA	インド税務当局はAPAに対して積極的かつビジネスフレンドリーな姿勢を示しており、ユニラテラルAPA (単独APA) を奨励している。なお、米国、日本、英国との二国間APAは増加傾向にある。
MAPに対する 当局の姿勢	インド税務当局はMAPに対して積極的な姿勢を示している。また、従来は国内法で課税について解決が図られることが多かったが、審判所/裁判所に係属中の案件の救済率が低いこともあり、今後はMAPの案件が増加すると見込まれている。

インド移転価格に係るホットトピック (1/2)

その他

項目	説明
税務当局の移転価格調査に対する姿勢・特徴（例：積極的 or 消極的等）	インド税務当局は、移転価格調査において非常に積極的かつデータ主導型のアプローチを取っており、詳細な FAR分析（機能・資産・リスク分析）、比較対象取引、グループ内役務提供に関する文書化に重点を置いている。
移転価格調査の対象となりやすい業種	IT/ITES*1、製薬、自動車、FMCG（Fast-Moving Consumer Goods、消費財）、eコマースといった業種は、関連者取引の多さ、無形資産の存在、マーケティング活動等を理由に、移転価格調査を受けやすい傾向にある。
移転価格調査の対象となりやすい取引（例：本社費、ロイヤルティ、金融取引等）	ロイヤルティ、マネジメントフィー、本社費配賦、グループ内金融取引、保証料は、頻繁に注目される論点であり、インド税務当局はしばしば「ベネフィット・テスト(受益性テスト*2)」を巡って争っている。
移転価格調査の引き金となる要因（例：利益率の大幅な低下など）	<ul style="list-style-type: none">インド法人の利益率の大幅な低下、継続的な赤字、大規模な事業再編、大口のグループ内取引、知的財産（IP）を伴う取引は、移転価格調査を招きやすい要因となる。知的財産（IP）の移転や、インド法人をキャプティブモデル*3、または、契約サービスモデル*4 に転換するような事業再編が増加している。

*1 IT (Information Technology) : 情報技術サービス。ソフトウェア開発、システム統合、ITコンサルティングなどを含む。

ITES (Information Technology Enabled Services) : ITを活用したサービス。代表例はBPO (ビジネス・プロセス・アウトソーシング)、コールセンター、バックオフィス業務、データ処理など。

*2 グループ内役務提供 (intra-group services) において、受益者側が実際に「経済的または商業的な利益」を享受しているかを検証するテスト。

*3 キャプティブモデル : 親会社グループ向けにのみサービスを提供し、リスクを負わず、原価＋一定マージン (コストプラス方式) で報酬を得る子会社モデル。

*4 契約サービスモデル : 契約に基づき限定的な機能のみを担い、知財や市場リスクは親会社が負担し、限定的な安定マージンを受け取るモデル。

インド移転価格に係るホットトピック (2/2)

その他

項目	説明
移転価格文書作成関連のよくある手続き上のミス等	Form 3CEBの提出遅延、Form 3CEBと移転価格文書の不整合、取引単位での経済分析不足、あるいはグループ内役務提供に関する証拠不足が課題となるケースが見られる。
税務当局からの要請がない限りLFの提出が不要の場合、税務当局からLFの提出を実際に求められる可能性 (例：頻繁、増加傾向、まれ等)	移転価格文書は自動的に提出されるものではないが、税務調査の過程で頻繁に提出を求められる。

Thank you



本テキストを利用する場合には、経済産業省HPに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。

<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2025年10月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.